

令和7(2025)年度文化財保護資金調達方法普及・促進事業 公募型プロポーザル実施要領

1 事業の趣旨・目的

栃木県内の文化財の適切な保存・修理、活用の促進を目的に、文化財所有者や地域伝統文化の継承に取り組む団体等に対しアドバイザーを派遣することにより、クラウドファンディングをはじめとする新たな資金調達の普及・促進を図る。

2 業務概要

- (1) 業 務 名 令和7(2025)年度文化財保護資金調達方法普及・促進事業
- (2) 業 務 内 容 別紙「令和7(2025)年度文化財保護資金調達方法普及・促進事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 契 約 期 間 契約締結日から令和8（2026）年3月13日（金）まで
- (4) 委 託 料 上 限 額 2,577,421円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (5) 担当所属及び
問い合わせ先 〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20
栃木県生活文化スポーツ部文化振興課
電話 028-623-3424 FAX 028-623-3426
電子メール bunkazai@pref.tochigi.lg.jp

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、入札参加資格を有する者であること。なお、入札参加資格を有していない者が本プロポーザル参加を希望する場合は、入札参加資格について令和7(2025)年 6月3日（火）までに取得手続きを開始し、契約締結時までに取得する見込みであること。
- (3) 本要領4に記載する実施要領等の公表日から企画提案書の提出期限までにおいて、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (5) 栃木県暴力団排除条例（平成22年栃木県条例第30号）第2条第1号又は同条第4号の規定に該当しない者であること。
- (6) 本要領4に記載する企画提案書の提出期限までに納期が到来する国税及び都道府県税を滞納していない者であること。
- (7) 類似業務の受注実績があり、確実に履行できる者であること。

4 プロポーザル実施の手続

(1) 実施スケジュール

- | | |
|-------------------|--------------------------|
| ア 実施要領等の公表 | 令和7(2025)年 5月19日（月） |
| イ 実施内容等に関する質問受付期限 | 令和7(2025)年 5月23日（金）17時必着 |
| ウ 質問に対する回答 | 令和7(2025)年 5月26日（月） |
| エ 参加表明書の提出期限 | 令和7(2025)年 6月 3日（火）17時必着 |
| オ 企画提案書の提出期限 | 令和7(2025)年 6月20日（金）17時必着 |
| カ 選定結果の通知・公表 | 令和7(2025)年 7月 2日（金）（予定） |

(2) 実施要領等の公表

ア 開始期日：令和7(2025)年 5月19日(月)

イ 公表方法：栃木県ホームページ(産業・しごと > 入札・公売 > 入札・公募(業務委託))に掲載する。

※URL <https://www.pref.tochigi.lg.jp/kensei/nyuusatsu/koubo-itaku/index.html>

(3) 質疑・回答

プロポーザル方式に参加するに当たり質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書(別記様式1)により電子メール又はFAXにより提出すること。

ア 受付期間：令和7(2025)年5月19日(月)～令和7(2025)年5月23日(金)17時まで

イ 質疑方法：電子メール又はFAXにより、2(5)に提出すること。

ウ 回答期日：令和7(2025)年5月26日(月)

エ 回答方法：回答は栃木県ホームページ(4(2)イのURL)に掲載する。

(4) 参加表明書の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書兼確認書(別記様式2)を作成し、持参、郵送又は電子メールにより提出すること。

ア 受付期間：令和7(2025)年5月19日(月)～令和7(2025)年6月3日(火)17時まで

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所：上記2(5)のとおり

ウ 提出方法：持参(平日の9時～17時まで)、郵送又は電子メール

※郵送又は電子メールの場合は、到着確認のため必ず電話連絡を行うこと。

※なお、参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、令和7(2025)年6月4日(水)17時まで
に辞退届(様式任意)を提出すること。

(5) 企画提案書の提出

参加表明書の提出後、仕様書及び以下のア～クに基づいて企画提案書を作成し、持参又は郵送により提出すること。

ア 提出期限：令和7(2025)年 6月20日(金)17時必着

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所：上記2(5)のとおり

ウ 提出方法：持参(平日の9時～17時まで)又は郵送(電子メールは不可)

※郵送の場合は、到着確認のため必ず電話連絡を行うこと。

エ 企画提案書の用紙は、原則としてA4版用紙を使用することとし、A3版用紙を使用する場合には、A4版サイズに折り込むこと。カラー印刷とすること。

オ 企画提案書の様式は任意であるが、次の事項を含めて作成すること。

なお、記載順序は任意とする。

(ア) 企画提案内容(目的、効果、訴求ポイント等)

(イ) 実施計画及び全体のスケジュール

(ウ) 業務遂行人員体制

(エ) 類似事業の業務実績

(オ) 独自提案(付帯提案)

本業務の効果を向上させる独自の企画を提案することとし、独自の提案事項の実施に要する費用についても、本業務の委託料に含めること。

(カ) 見積額

カ 企画提案書は1者1提案とする。

キ 企画提案書の提出部数は、7部(正本1部、副本6部)とする。

なお、審査の公正を期すため、副本には参加者名を記入しないこと。

ク 提出の際に、栃木県知事宛ての見積書の正本1部を提出すること。

なお、見積書は必要な項目ごとに区別する（諸経費や消費税も区別する）とともに、企画提案書の見積額と整合させること。

(6) 企画提案書等提出書類の取扱い

ア 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出若しくは撤回は認めない。

イ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

ウ 企画提案書は、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例32号）に基づく公文書開示請求の対象となる。

エ 県は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。

オ 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費はすべて参加者の負担とする。

カ 参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。

キ 企画提案書に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。ただし、海外経費等で必要な場合は英語表記を併記すること。

ク 提出された企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。

ケ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

コ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

5 審査方法等

(1) 評価基準

別紙「令和7(2025)年度文化財保護資金調達方法普及・促進事業評価基準」のとおり

(2) 契約候補者の選定方法

ア 提出された企画提案書・見積書について、本要領5(1)に掲げる評価基準に基づき、「令和7(2025)年度文化財保護資金調達方法普及・促進事業業務委託公募型プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）」において、総合的に審査し、最も優れた提案を行った者を委託の相手方として選定する。ただし、審査の内容如何によっては、いずれも採用しないことがある。

イ 参加者からのプレゼンテーションは実施しない。

ウ 参加者が1者であった場合、委員採点の総和の平均60点以上であれば、契約候補者として選定する。

(3) その他

ア 次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

(ア) 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

(イ) 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

(ウ) 見積書の金額が2(4)の委託料上限額を超える場合

(エ) 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

(オ) 評価に係るプロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合

(カ) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

イ 委員会は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切認めない。

6 選定結果の通知・公表

契約候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、委託の相手方の名称等を栃木県ホームページ（産業・しごと＞入札・公売＞入札・公募（業務委託））に掲載する。

7 契約手続

- (1) 契約候補者に選定された者と栃木県との間で、委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が調った場合、委託契約を締結する。
- (2) 契約代金の支払いについては、原則、精算払いとする。
- (3) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位の者を候補者とする。